

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百二十四号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和三年九月一日から適用する。ただし、別表VIの006、011及び012の改正規定については、同年十月一日から適用する。

令和三年八月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格</p> <p>001～063 (略)</p> <p>064 脊椎固定用材料</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 脊椎スクリュー（伸展型）</u> <u>113,000円</u></p> <p><u>(7)～(11)</u> (略)</p> <p>065～077 (略)</p> <p>078 人工骨</p> <p>(1) 汎用型</p> <p>① (略)</p> <p>② 吸収型</p> <p>ア・イ (略)</p> <p><u>ウ 綿形状</u> <u>0.1g 当たり14,800円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>079～086 (略)</p> <p>087 植込型脳・脊髄電気刺激装置</p> <p>(1) 疼痛除去用</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>④ 16極以上用・体位変換対応型</u> <u>1,830,000円</u></p> <p><u>⑤～⑦</u> (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>088～131 (略)</p> <p>132 ガイディングカテーテル</p>	<p>別表</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格</p> <p>001～063 (略)</p> <p>064 脊椎固定用材料</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(6)～(10)</u> (略)</p> <p>065～077 (略)</p> <p>078 人工骨</p> <p>(1) 汎用型</p> <p>① (略)</p> <p>② 吸収型</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>079～086 (略)</p> <p>087 植込型脳・脊髄電気刺激装置</p> <p>(1) 疼痛除去用</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>④～⑥</u> (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>088～131 (略)</p> <p>132 ガイディングカテーテル</p>

(1)	(略)		
(2)	脳血管用		
	①～③	(略)	
	④	紡錘型	94,800円
(3)	(略)		
133～210	(略)		
211	植込型骨導補聴器 (直接振動型)		
(1)	インプラント		720,000円
(2)	音声信号処理装置		325,000円
(3)	オブション部品		29,800円
III・IV	(略)		
V	歯科点数表の第2章第5部、第8部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格		
001	人工骨		
(1)	汎用型		
	①	(略)	
	②	吸収型	
		ア・イ (略)	
		ウ 綿形状	0.1g 当たり14,800円
002～034	(略)		
VI	歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格		
	品 名	単 位	材料価格
001～005	(略)		
006	歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S 適合品)	1 g	2,951円
007～010	(略)		
011	歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 J I S 適合品)	1 g	145円
012	歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 J I S 適合品)	1 g	163円

(1)	(略)		
(2)	脳血管用		
	①～③	(略)	
		(新設)	
(3)	(略)		
133～210	(略)		
	(新設)		
III・IV	(略)		
V	歯科点数表の第2章第5部、第8部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格		
001	人工骨		
(1)	汎用型		
	①	(略)	
	②	吸収型	
		ア・イ (略)	
		(新設)	
002～034	(略)		
VI	歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格		
	品 名	単 位	材料価格
001～005	(略)		
006	歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S 適合品)	1 g	2,668円
007～010	(略)		
011	歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 J I S 適合品)	1 g	130円
012	歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 J I S 適合品)	1 g	151円

013～068 (略)			013～068 (略)
<u>069 磁性アタッチメント</u>			(新設)
<u>(1) 磁石構造体</u>	<u>1 個</u>	<u>7,770円</u>	
<u>(2) キーパー</u>	<u>1 個</u>	<u>2,330円</u>	
VII～IX (略)			VII～IX (略)